

2 循第101号
令和2年4月30日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における
対応について (通知)

日頃から、本県の環境行政の推進について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務の留意事項については、令和2年4月2日付け本職通知により、その対応をお知らせしたところです。

この度、令和2年4月27日付け環循規発第2004273号により、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から別添のとおり通知があり、本通知を受けて、本県としては下記のとおり対応することとしましたので、御承知いただくとともに、貴協会会員から更新許可に係る問い合わせ等を受けられた際には、本件の周知に御協力いただくようお願いいたします。

記

1 郵送による申請について

本県では、これまでも産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請について、郵送による申請を受け付けてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に取り組んでいる間においては、郵送による申請を推奨する。また、許可の有効期限の到来が間近で、郵送による申請によっては許可の更新が間に合わないと予想される場合には、この限りではない。

2 電子メール等を利用した申請について

新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、電子メール等で送信された押印済申請書や添付書類等をもって受け付けることができることとする。ただし、審査事務自体は、別途郵送又は窓口を持参された押印済申請書原本や添付書類を確認して行うものとする。

3 添付書類について

登記事項証明書、住民票、講習会等の修了証等の写し等の添付書類の不備をもって申請を却下せず、申請を受け付けた上で補正を指示することとする。ただし、事業者が自ら単独で作成できる書類は、可能な限り添付するものとする。

4 従前の許可が有効であることの明示について

申請者に対して、受領印が押された申請書の写しが必要かどうかを確認し、要望があった場合には、当該写しを提供する。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課
産業廃棄物係 大内、山内

TEL 089-912-2358

FAX 089-912-2354